

# ネット火災保険 改定のご案内

ネット火災保険(以下、住宅総合保険)の始期日が2024年10月1日以降となるご契約から、以下の改定を行いますので、ご案内いたします。このご案内は改定の概要を説明したものです。詳細につきましては、約款等をご確認くださいませようお願いいたします。

## 1 保険料率(住宅総合保険)の改定

保険料率の改定を行います。

近年の気候変動の影響による自然災害のリスク増加および住宅の老朽化や修理費の高騰等による支払保険金の増加を踏まえ損害保険料率算出機構による参考純率の改定が行われました。本改定を受け、住宅総合保険の料率(保険料)の改定(\*)を行います。(改定率は都道府県および建物構造等によって異なります。)

\*参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

## 2 「水災補償等地」の導入

これまで全国一律であった水災料率が地域ごとの料率になります。

水災による損害が増加し、火災保険料も値上げが続く中、以下のような観点から水災料率の見直しが行われました。

- ・地域間の水災リスクの違いによる保険料の公平化を図る必要があります。
- ・ハザードマップ等、契約者が得られる水災のリスク情報が充実していく一方で、自分のリスクは低いと判断した人が、保険料節減の目的で自分の火災保険から水災の補償を外す傾向があるため、今後の水災保険料の値上げに繋がることで水災補償をつけられない人が出てしまう可能性があります。

その結果、従来の水災料率は全国一律でしたが、地域ごとに5つの区分が設けられ、区分ごとの料率となりました。水災の危険について、地域により市区町村別に「1等地」～「5等地」の5区分(建物の所在地における火災保険の水災リスクの危険度を表した「水災補償等地」による区分)に細分化されています。1等地の水災補償の保険料は最も低く、5等地の水災補償の保険料は最も高くなっています。

損害保険料率機構が算出した水災補償等地情報については以下のURL【水災等地検索システム】からご確認くださいませ。  
<https://www.giroj.or.jp/ratemaking/fire/touchi/>

## 3 長期契約の取扱いの開始

保険期間2年～5年の長期契約の取扱いを開始します。

住宅総合保険の始期日が2024年10月1日以降のご契約から保険期間2年～5年(整数年)の長期契約もお選びいただけます。支払方法は長期一括払のみ(クレジットカード決済)のお取り扱いとなります。また、地震保険をご希望の場合も住宅総合保険と同じ保険期間(\*)のご設定となります。

なお、2024年10月1日以降に継続日を迎えるお客さまで継続後の保険期間を長期契約に変更されたい場合は現在の自動継続を解除していただき、お客さま自身での継続手続きが必要となります。お客さま専用ページより自動継続を解除のうえ保険期間をご変更いただき満期日までにお手続きをお願いします。

\*地震保険を途中付帯いただくことも可能ですがその場合の地震保険の保険終期は住宅総合保険の保険終期と同様になります。

## 4 貴金属(家財)について補償対象範囲の拡大

家財における貴金属の補償対象範囲を拡大します。

住宅総合保険における家財の補償では、貴金属等(※1)で1個または1組の価額が30万円を超えるものであっても改定後は、100万円以下であれば補償の対象に含まれます。

(改定前)「貴金属等(※1)で1個または1組の価額が30万円を超えるもの」については補償の対象外

(改定後)「貴金属等(※1)で1個または1組の価額が100万円を超えるもの」については補償の対象外(※2)

※1 「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品」をいいます。

※2 引き続き当社ではこれらの「明記物件」(保険の対象の建物が所在する敷地内に収容される1個または1組の価額が100万円を超える貴金属等(※1)など保険金額を定めて明記すべきものをいいます)の引受けを行っておりません。

<ご注意>

地震保険における家財では従来通り、「貴金属等(※1)で1個または1組の価額が30万円を超えるものについては補償の対象外」のままで変更はありません。住宅総合保険と地震保険で貴金属等の補償対象範囲が異なりますのでご注意ください。

## 5 「建物の復旧に関する特約」の新設

「建物の復旧に関する特約」を新設します。

保険の対象である建物に保険事故が発生した場合において、建物を復旧したときに保険金を支払う特約「建物の復旧に関する特約」を新設します。(住宅総合保険のご契約に自動付帯されます。)建物の損害について、損害が生じた日の翌日から起算して3年以内に「事故の発生の直前の状態(※)」に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することを確約いただき当社が認めた場合などについては、復旧前に保険金をお支払いします。(損害の状況や修理内容によっては対応できないことがあります。)

※構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいい、同等以上の状態を含みます。

## 6 「水災補償変更特約(住総用)」の削除

「水災補償変更特約(住総用)」を削除します。

従来は、住宅総合保険の水災の補償については、「水災補償変更特約(住総用)」を自動付帯することで補償の充実を図っていましたが、改定後は、その補償内容を普通保険約款(住宅総合保険)内に組み込むことといたしましたので、「水災補償変更特約(住総用)」は削除されています。(住宅総合保険の水災の補償については、従来と変更ありません。)

## 7 その他

「臨時費用補償特約」において補償を拡大します。

「臨時費用補償特約(※1)」において、「水災」の損害についても補償の対象(※2)になります。

※1 オプションで付帯いただける特約で、損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金をお支払いします。お支払いする臨時費用保険金は、損害保険金×10%(100万円限度)となります。

※2 「水災補償対象外特約」を付帯した場合を除きます。

構造級別判定方法の改定

木造建築物の普及および防火改修・建替え促進等を目的として、建築基準法が改正(2024年4月1日施行)されました。これを受けて、始期日が2024年10月1日以降のご契約から構造級別判定の方法を一部変更します。

以上